資料提供

令和６年（2024 年）11 月１日
障害福祉課長　森田　教司（担当：矢部）
電話番号：029-301-3363（内線 3351）

指定共同生活援助事業所の行政処分について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）」に基づき、株式会社恵が運営する県内の指定共同生活援助事業所の監査を行ったところ、法令違反が認められたため、当該施設に対して行政処分を行いましたので、お知らせします。

１　対象事業者

事業者名　株式会社　恵
代表者　　代表取締役　中出　了輔
所在地　　東京都港区芝５丁目３番２号　＋SHIFT　MITA６階

２　対象施設

（１）グループホームふわふわ龍ケ崎

所在地	茨城県龍ケ崎市小通幸谷町４３７番地１
指定年月日	令和４年（２０２２年）５月１日
サービスの種類	共同生活援助（日中サービス支援型）
定員	２０名

（２）グループホームふわふわ古河旭町

所在地	茨城県古河市旭町二丁目１４番１６号
指定年月日	令和４年（２０２２年）５月１日
サービスの種類	共同生活援助（日中サービス支援型）
定員	２０名

（３）グループホームふわふわ筑西

所在地	茨城県筑西市海老ケ島字東原７５７番１
指定年月日	令和４年（２０２２年）７月１日
サービスの種類	共同生活援助（日中サービス支援型）
定員	１０名

（４）グループホームふわふわ土浦

所在地	茨城県土浦市港町二丁目４番５号
指定年月日	令和４年（２０２２年）９月１日
サービスの種類	共同生活援助（日中サービス支援型）
定員	１０名

（５）グループホームふわふわ取手

所在地	茨城県取手市本郷５丁目９番１０号
指定年月日	令和４年（２０２２年）１０月１日
サービスの種類	共同生活援助（日中サービス支援型）
定員	２０名

３　処分年月日

令和６年（２０２４年）１１月１日（金）

４　処分の内容及び根拠

（１）処分の内容

指定の一部の効力の停止（６か月）　　※新規利用者の受け入れ停止

（期間：令和６年（２０２４年）１１月５日～令和７年（２０２５年）５月４日）

（２）処分の根拠

人格尊重義務違反（法第５０条第１項第３号）

（３）処分の原因となる事実

○　経済的虐待

上記２の５つの事業所については、開所から令和５年１月頃までの期間において、食材料費として利用者から徴収した費用と実際にかかった費用に大幅な差額が生じていたにもかかわらず、精算して利用者に差額を返還せず、利用者から不当に財産上の利益を得ていた。

なお、当該期間における過大徴収額は、「ふわふわ龍ケ崎」が 915,191 円、「ふわふわ古河旭町」が 1,305,309 円、「ふわふわ筑西」が 902,643 円、「ふわふわ土浦」が 406,979 円「ふわふわ取手」が 415,839 円であった。

５　処分に伴う対応

令和６年（2024 年）７月２日に開設した相談窓口での対応のほか、施設の移行を希望している利用者に対しては、各市町村及び相談支援事業所と連携しながら、情報提供などの支援を実施してまいります。

「株式会社恵が運営する障害者グループホームふわふわに関する茨城県相談窓口」

電　話　：０２９－３０１－３３６３

【受付時間　９時から１７時まで】（月～金曜日（祝日除く））

ＦＡＸ　：０２９－３０１－３３７０

E-mail　：shofuku-jiritsu@pref.ibaraki.lg.jp